

東陽中学校 いじめ防止基本方針

令和8年8月21日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを全校生徒が十分に理解することが重要である。

この基本方針は、全職員が「いじめを絶対に許さない」という共通認識をもっていじめに対処することを目的に、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を作るためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- すべての生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことについて、十分に理解できるように努める。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、学校・家庭・地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる教育

- ① ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。
- ② 人権教育の推進
人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。
- ③ 体験活動の推進
校外学習や職場体験、学校行事やボランティア活動等を通して、生徒間だけでなく地域の方々との絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てる。
- ④ 道徳教育の推進
生活に必要な習慣や態度を身に付けさせるだけでなく、発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、自主自律を意識した行動や相手を思いやり認め合って学びあう心、感謝の心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

- ① 教職員
 - ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
 - ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
 - ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
 - ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
 - ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
 - ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
 - ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
 - ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

- ② 生徒
 - ・学校には、自分の悩みや不安を相談できる先生がいる。
 - ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
 - ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ③ 保護者
 - ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。
 - ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
 - ・学校での出来事などについて、子どもと話をする習慣ができている。

(3) いじめの未然防止

- ① 授業改善（ユニバーサルデザインの視点をもって分かる授業・楽しい授業づくり）

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努める。
- ② いじめの起きない学校・学級づくり（道徳教育の充実）

“心のノート”や“ちょっと聞いて”などのアンケートを通して、生徒の様子を細かく把握し、いじめの未然防止に努め、早期発見と対応を行う。
- ③ 生徒の主体的活動の充実

東陽タイムなどの時間を用い、縦割り活動を行うことによって、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。
- ④ 開かれた学校（地域や保護者との連携）

総合的な学習などにおいて、地域学習や地域の方々との交流の場を設け、地域理解や自分の住む地域に対する愛着をもって生活できるよう努める。
- ⑤ 情報モラル教育（インターネットや携帯電話等に関する指導）

SNS 等における問題が多様化している昨今、思いやりの心をもって相手の立場に立ち、SNS を使用することを日常的に指導したり、専門の方々の講演を開いたりすることによって、生徒が自分事として問題意識をもって行動することができるよう努める。
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒への支援、指導

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

 - ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ⑦ 自他の良さを知り、共に前向きに生きようとする心情、態度を育てるポジティブ教育の実践

ポジティブ教育プログラムを活用して、自ら幸せを作り出していく力の育成を目指す。
- ⑧ いじめを許さない気運醸成

月1回行う“いじめアンケート”や教育相談等を通して、いじめを見過ごさない気運醸成を図り、生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努める。
- ⑨ 弁護士等を活用したいじめ防止教室の実施

様々な立場の方から、いじめに関するお話を聞く機会を設けることによって、生徒が多角的にいじめについて理解を深めることができるよう努める。

(4) いじめの早期発見

- ① 定期的な相談活動や日々の観察を通していじめの早期認知

登校後生徒が毎朝行う“心のノート”入力、月一回行う“ちょっと聞いて”“いじめアンケート”、年4回と必要に応じて行う教育相談、保護者向けに行う“いじめアンケート”、生徒の連絡ノート“マイノート”だけでなく、日々の見取りを全職員で行い、いじめの早期発見に努める。
- ② 言葉以外のサインの察知

生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努める。

- ③ 教育相談体制の充実
教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等、関係機関との連携を図り、適切な相談体制を取ることができるよう努める。
- ④ 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。
- ⑤ いじめに係る情報の記録
いじめに係る情報を適切に記録する。

(5) いじめの事案対処

- ① 情報収集・事実確認
様々な場面や複数の目で生徒を見取り、未然防止に努めるとともに、起こった事案については、被害者や情報提供者の保護を念頭に、速やかに初期対応を行う。
- ② いじめ対策委員会への報告といじめ対応サポート班の設置
いじめ対策委員会は、いじめの情報をもとに、速やかに「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守る。
- ③ 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行う。
- ④ 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。
- ⑤ 警察との連携
いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応する。
- ⑥ 保護者への連絡
起こった事案と生徒に行った指導等について速やかに保護者へ連絡し、保護者との連携を図る。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続していることを目安とする。また、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒本人や保護者に対し直接確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドラインにしたがって、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

○学校が主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

- ・いじめ対策委員会のメンバーに担任、教科担任などの関係教員と必要に応じて、スクールカウンセラーなどを加えて組織する。



調査組織で事実関係について調査

- ・事実関係を網羅的に明確にする。
- ・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
- ・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
- ・学校に不都合があっても、事実をしっかり向き合う。



いじめを受けた生徒とその保護者に情報を提供

- ・明らかになった事実関係を提供する。
- ・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた生徒やその保護者に提供することがあることを調査対象の生徒や保護者に説明しておく。



調査結果を教育委員会へ報告

- ・明らかになった事実関係を報告する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒やその保護者の所見も添える。



調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒、その保護者、学級や学校全体等を対象にいじめ対応サポート班を中心に、継続的に支援・指導を行う。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催する。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

（活動） ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成・実行・検証・修正

・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知

・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化

・いじめの認知

・「いじめ対応サポート班」の設置

・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行う。

（構成員） 生徒指導主事、学年主任、担任、学年生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動） ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・関係者からの聴取等による情報収集、記録、保存（保存期間：3年）

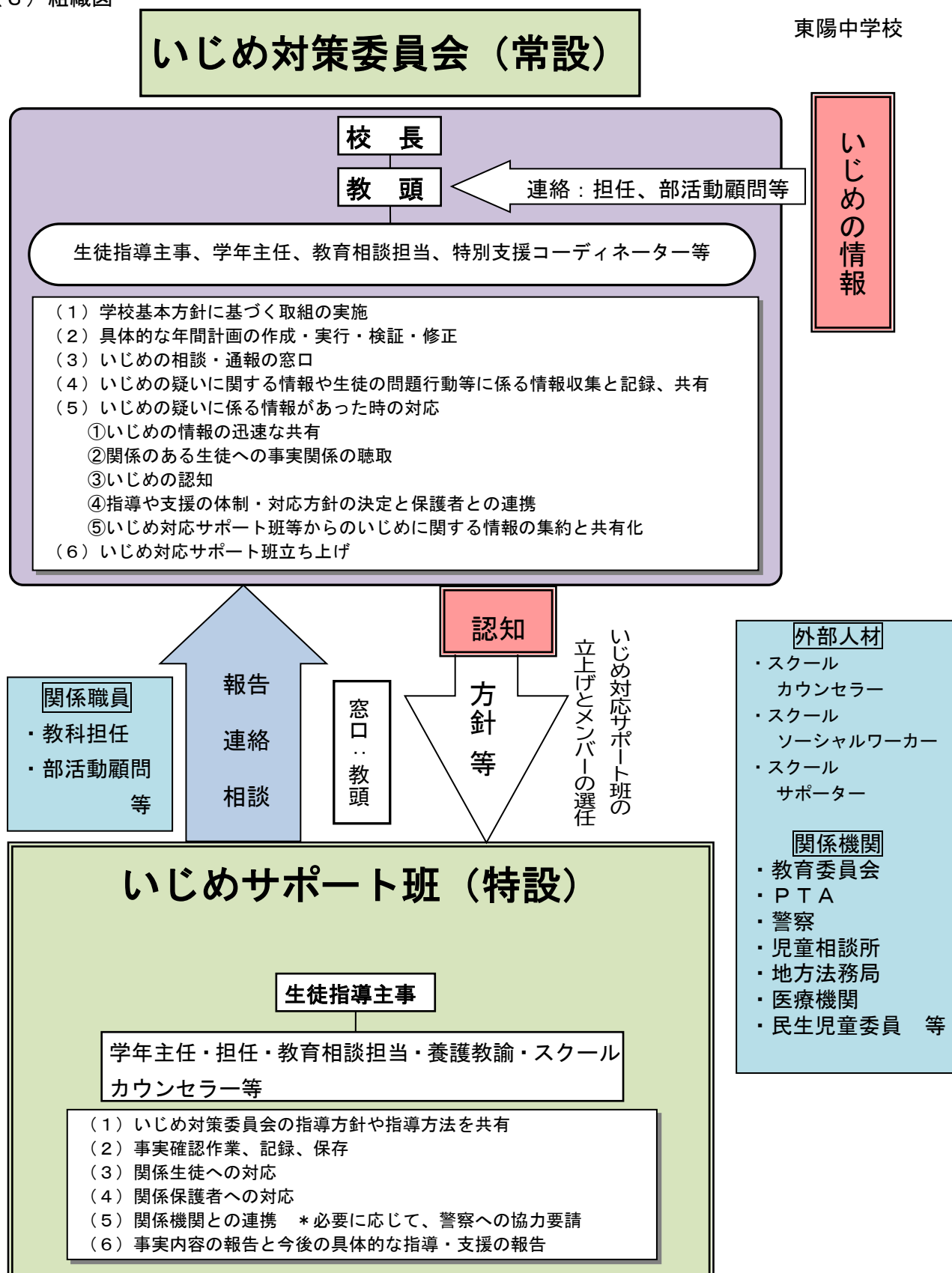
・被害生徒やその保護者への継続的な支援

・加害生徒への指導やその保護者への説明

・スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図

東陽中学校



5 いじめ対策の年間行動計画

〔4～6月〕

東陽中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 - 基本方針確認 - 年間計画策定 職員会議 - 年間計画周知 - 教員の意識点検 PTA 総会 - 基本方針の公表 いじめ対応サポート班 - 起きたときに即対応	- 構成的エンカウンター ・学年・学級レクリエーション - 新しいともだちの絆づくり		
		『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
		『生徒 いじめアンケート』		
5月	いじめ対策委員会 職員会議 - 毎月のアンケート 調査等 - をもとに、定期的に情報把握 校内研修 (年間計画の確認) - 道徳教育・人権教育	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
		『生徒・保護者いじめアンケート』		
		校外クリーン活動 地域との交流		
		春季遠足 - 自主的計画・運営 - コミュニケーション活動の工夫	春季校外学習 - 自主的計画・運営 - 体験的な活動	修学旅行 - 自主的計画・運営 - リーダーの存在
		第1回 情報モラル教室		
6月	いじめ対策委員会 職員会議 - 定期的に情報把握 - 夏季休業前指導 家庭・地域・学校協議会	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
		『生徒 いじめアンケート』		
		地区民体育大会への参画・参加 - コミュニケーション活動の工夫 - 地域との交流		
		学校・学級満足度調査		
		教育相談週間		

〔7～9月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に情報把握 職員会議	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
	保護者会 ・情報や意見収集	『生徒・保護者いじめアンケート』		
	学校評価 (振り返りアンケート) 未然防止に活かす	第2回 情報モラル教室		
8月	いじめ対策委員会 ・1学期振り返り ・2学期へ向けて 職員会議 ・重点事項確認	地域交流活動 ・福祉施設訪問 ・保育園や幼稚園ボランティア活動		
	校内研修 生徒指導やモラル意識の 向上に向けた研修	学校祭準備 縦割り活動 (各色ごとの絆づくり)		
9月	情報発信 ・2学期の取組み等 ↓ 通信等	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
	いじめ対策委員会 職員会議 (共通理解) ・定期的に情報把握	『生徒 いじめアンケート』		
		学校祭への参加・参画 ・コミュニケーション活動の工夫 ・自主的な計画		

〔10～12月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 職員会議（共通理解） ・定期的に情報把握	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
	小中連携事業 ・校区小・小連携 ・校区小・中連携	『生徒・保護者いじめアンケート』		
11月		秋季大会・部員の絆づくり・人権教育		
		第3回 情報モラル教室 ネット依存の危険		
12月		秋季遠足 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫	職場体験 ・進路や将来への職業 ・体験的な活動	秋季遠足 ・自主的計画・運営 ・リーダーの存在
		『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
11月	いじめ対策委員会 職員会議（共通理解） ・定期的に情報把握	『生徒 いじめアンケート』		
	人権週間に関する 校内研修会	人権教育 ・講演会（外部講師：弁護士等）		
12月		教育相談週間		
		『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有		
12月	いじめ対策委員会 職員会議 ・定期的に情報把握	『生徒・保護者いじめアンケート』		
	学校評価 （振り返りアンケート） 未然防止に活かす	第1回 球技大会		
12月	保護者会 ・情報や意見収集			

〔1～3月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	いじめ対策委員会 ・ 2学期振り返り ・ 3学期へ向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有 『生徒 いじめアンケート』		
2月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に情報把握 ↓ 職員会議 (共通理解) 家庭・地域・学校協議会	『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有 『生徒・保護者いじめアンケート』 教育相談週間		
3月	学校評価 (振り返りアンケート) 未然防止に活かす いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認 情報発信 ・ 保護者、地域へ	3年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 進路学習 立志式・進路学習 校内奉仕活動 第2回 球技大会 『(悩み相談) ちょっと聞いて』→報告・共有 『生徒 いじめアンケート』		